

## 京丹後市議会政務調査費の交付制度の概要（案）

### 1 趣旨について

地方自治法の規定に基づいて、議会議員の調査研究に資するための必要経費の一部として、議会の会派に対して政務調査費を交付します。

### 2 交付対象について

市議会における会派(会派に属していない議員も会派とみなします。)に交付します。

### 3 交付額と交付方法について

各月の初日におけるその会派の所属議員数に月額2万円を乗じて得た額を半期ごとに交付します。(各半期の最初の月に半期分を交付します。)

### 4 所属議員数の異動に伴う調整について

政務調査費を交付後に会派の議員数に異動があった場合は、異動者数に応じて交付額の増減を調整します。

### 5 使途基準について

使途基準は、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費その他の経費とし、市政に関する調査研究に必要な経費以外には充てることができません。

### 6 経理責任者について

会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければなりません。

### 7 収支報告書等について

会派の経理責任者は、交付を受けた政務調査費に係る収支報告書に領収書等の写しを添付して、翌年度の4月30日までに議長に提出しなければなりません。

会派が解散したときは、経理責任者であった者が解散の日から30日以内に収支報告書に領収書等の写しを添付して、議長に提出します。

議長は、提出された収支報告書等を提出期限から5年間保存しなければなりません。

### 8 政務調査費の返還について

会派に交付した政務調査費に残余额が生じた場合は、会派はその残余额を返還しなければなりません。

政務調査費を使途基準以外に使用した場合は、市長は返還を命ずることができます。

### 9 施行期日について

平成16年10月1日から施行します。